

# 人文学報

No. 154

## 歴史学

- 太田秀通教授略歴および業績 ..... ( 1 )  
 都立大学30年 ..... 太田 秀通 ( 13 )  
 4世紀史と王統譜 ..... 川口 勝康 ( 21 )  
 誓約の鐘——中世一揆史研究の前提として ..... 峰岸 純夫 ( 55 )  
 中国前近代史における共同体と共同体論についての覚え書  
     ——谷川道雄氏の見解を手がかりに—— ..... 佐竹 靖彦 ( 83 )  
 辛亥革命と産業問題——1910年の南洋勧業会と日・米両実業団の中国訪問 ..... 野沢 豊 ( 119 )  
 ドイツの法域 Landgericht ..... 機川 一朗 ( 151 )  
 中世イギリス農民の動産相続 ..... 三好 洋子 ( 209 )  
 「エスキラーチェ暴動」の解釈をめぐって ..... 立石 博高 ( 221 )  
 エタムプ一揆の背景——関連農村の住民の構成—— ..... 遅塚 忠躬 ( 241 )  
 Politics of Japan's Economic Growth Policy  
     after 1955 ..... Ryuji Sasaki ( 1 )

東京都立大学人文学部

1982. 3

人文学報

第一五四号

歴史学

東京都立大学人文学部

## THE JOURNAL OF SOCIAL SCIENCES AND HUMANITIES (JIMBUN GAKUHO)

EDITED BY

The Faculty of Social Sciences and Humanities  
of  
Tokyo Metropolitan University  
1-1-1 Yakumo, Meguro-ku, Tokyo

No. 154 March, 1982

### CONTENTS

- List of Works of Prof. H. Ota.  
 Thirty Years at Tokyo Metropolitan University ..... Hidemichi Ota  
 History of the 4th Century and Royal Genealogy ... Katsuyasu Kawaguchi  
 A Covenant-Bell —for the Premise of History of Uprisings— ..... Sumio Minegishi  
 A Brief Note on the Community in Ancient China  
     —Relating to the Theory by Dr. Tanigawa— ..... Yasuhiko Satake  
 The 1911 Revolution in China and the Problems of Industry  
     —the Nanyang Exposition in 1910 and Visiting of the  
     Business Missions of Japan and America to China— ..... Yutaka Nozawa  
 On the "Landgericht" ..... Ichiro Tochikawa  
 An Inheritance Case for Movable Goods in Medieval England ..... Yoko Miyoshi  
 En torno a las interpretaciones del "motín de Esquilache" ..... Hirotaka Tateishi  
 Structure sociale des villages qui ont participé à l'émeute du  
     marché d'Etampes en 1792 ..... Tadami Chizuka  
 Politics of Japan's Economic Growth Policy after 1955 ..... Ryuji Sasaki

〔研究動向〕

「エスキラーチエ暴動」の解釈をめぐつて

立石 博高

目 次

- はじめに
- 一 王權の公式見解
- 二 「長外套とつば広帽子」解釈
- 三 「陰謀」解釈
- 四 「食糧危機」解釈
- 五 限定された「陰謀」解釈
- 六 「長外套とつば広帽子」の新解釈  
おわりに

はじめに

一七六六年の春、三月から五月にかけて、スペインの各地方は不穏な空氣に包まれ、政府や地方当局を攻撃する煽  
「エスキラーチエ暴動」の解釈をめぐつて

「エスキラーチェ暴動」の解釈をめぐって

動的ビラやパンフが流布し、街角での小競り合いから地方役人の殺害事件まで含めて、全国にわたって百以上の市町村で住民の騒擾や暴動が生じている。<sup>(1)</sup>〔図を参照〕。

まず、宫廷都市マドリーで、三月二三日、枝の主日の夕方に、一部の住民と官憲の衝突事件を契機に暴動が発生し、翌二四日には、一万人以上の群衆が市街を占拠した。宫廷前広場に集まつた彼等は、三月一〇日に公布された服装取締り令の撤廃、この法令の推進者であったイタリア人の大蔵大臣エスキラーチェ侯爵の国外追放、食糧価格の引き下げなどを求め、国王カルロス三世は、これらの要求を悉く認めることとなつた。<sup>(2)</sup>しかし、その夜半に、国王がひそかにマドリーを離れて、アランフェスの離宮に向かつたために、翌二五日、暴動は再び燃え上り、結局、国王が、マドリー市では、その後も政府を批判・諷刺した文書が出回るが、市内の平静は、一応取り戻された。

しかしながら、三月三一日には、アルバセーテ県のトバーラ村で住民が、村の「共同穀倉」<sup>トボン・コムニティ</sup>管理人の罷免などを求めて騒動を起こすという事件が生じた。そして四月に入ると、クエンカ、サラゴーサといった地方都市やロルカなどの村で、激しい暴動が起こり、セビーリャ、ハエン、パレンシアなどの市町村でも騒擾が生じ、まさに不穏な動きが各地に飛び火するといった情況を呈したのであった。特に北部ギプスコア県では、数十カ所の農村で連鎖反応的に暴動が勃発し、地方当局を震撼させている。そして五月に入ると、各地の騒動は鎮静化してゆくが、全国的に平穏な状態に戻るのは、五月一五日のバサ村、五月三一日のレネーダ村での騒ぎのことであつた。

さて、これらの諸暴動は、時の大臣エスキラーチェの失脚に因んで、一般に、「エスキラーチェ暴動」と呼ばれているが（以下、「エスキラーチェ暴動」全体を指す場合、「暴動」と略記する）、この「暴動」は、一方で、それ 자체の激しさと広がりによって、もう一方で、「暴動」の発生後、政治的諸事件（諸大臣の交代、一年後のイエズス会追放など）が継起



MADRID	CIUDAD REAL	CADIZ	LOGRONO
1. Madrid	19. Campo de Criptana	36. Cádiz	52. Santo Domingo
2. Navalcarnero	20. Ciudad Real	37. San Lúcar	CORUNA
GUADALAJARA	21. Granátula	SEVILLA	53. La Coruña
3. Guadalajara	22. Manzanares	38. Sevilla	ASTURIAS
4. Pastrana	23. Membrilla	39. Cabezas Rubias	54. Oviedo
5. Renera	ALICANTE	BADAJOZ	SANTANDER
SEGOVIA	24. Alicante	40. Badajoz	55. Reinosa
6. San Ildefonso	25. Villena	41. Mérida	PAIS VASCO
TOLEDO	MURCIA	42. Villar del Rey	56. Azpeitia
7. El Toboso	26. Cartagena	SALAMANCA	57. Bilbao
8. Toledo	27. Lorca	43. Béjar	58. Deva
CUENCA	28. Totana	44. Salamanca	59. Eibar
9. Cuenca	GRANADA	ZAMORA	60. Elgoibar
10. Honrubia	29. Baza	45. Toro	61. Mondragón
11. Mota del Cuervo	30. Granada	VALLADOLID	62. Motrico
12. San Clemente	JAEN	46. Tordesillas	63. Placencia
13. Villamayor de Santiago	31. Andújar	47. Valladolid	64. Salvatierra
ALBACETE	32. Jaén	PALENCIA	65. Valle de Aramayana
14. Alcázar	33. Quesada	48. Palencia	66. Vitoria
15. Almansa	CORDOBA	BURGOS	SORIA
16. Iniesta	34. Bujalance	49. Burgos	67. Soria
17. Lietor	MALAGA	50. Castrojeriz	ZARAGOZA
18. Tobarra	35. Ronda	51. Pampliega	68. Zaragoza
			BARCELONA
			69. Barcelona

「暴動および暴動の企みのあった市町村」

（出典：Rodríguez Díaz, Laura, *Reforma e Ilustración en la España del siglo XVIII: Pedro Rodríguez de Campomanes*, Madrid, 1975, p. 265.）

したい」とのたゞに、歴史家達の関心をあつめられた。<sup>(3)</sup> しかし、「暴動」の原因や性格をめぐって、様々な議論がなされてもいる。

本稿は、「暴動」の具体的分析に入る前の準備作業として、これまでの「暴動」解釈を整理し、問題の所在を明かにしておきたいのである。

## 註

- (1) 後述する如く、これらの一連の諸暴動についての総括的研究は数多く出されており、又、一八世紀を扱う研究書で必ず触れられるテーマであるが、現在までに、マドリー市やサラゴサ市などを除いては、各地の暴動についての個別の実証研究はなされておらず、これらの暴動の正確な日時や経過と言つた基礎的作業は、今後の課題として残されている。参考のためには、ロドリゲス・ティアスの作成した図を掲載しておこが、彼女は、六九市町村で暴動および暴動の企み（「ラの流布など）の煽動的行為）があつたとしている。又、アーネスは、約五〇の市町村で、スペインでは、九一市町村で暴動が起つたと述べる。<sup>38</sup> Rodríguez Díaz, L., *Reforma e Ilustración en la España del siglo XVIII: Pedro Rodríguez de Campomanes*, Madrid, 1975, p. 265; Anes, G., *El Antiguo Régimen: Los Borbones*, Madrid, 1975, p. 373; Soubeiroux, J., "Le 'motin de Esquilache' et le peuple de Madrid," *Cahiers du Monde Hispanique et Luso-brésilien*, n.º 31, 1978, pp. 61-62. 現時既に、各地の暴動に関心を抱いて、その再構成に努めている歴史家は、ローナ・ベトタックなどが、彼は「一七六六年三月九日のクレターラ村の事件」<sup>39</sup> と記す。Corona Baratech, C. E., "Los sucesos en Badajoz, el 7 de abril y en Baza, el 25 de mayo de 1766," en *Estudios en Homenaje al Dr. Eugenio Frutos Cortés*, Zaragoza, 1977, p. 94. さて、筆者は、大まかに百姓以上の記しておいたが、実は、一連の諸暴動の発端と終結の事件が、これらのみであるかを判断する」とは、諸暴動の全体的意味の理解と絡む重要な問題である。かしあたり通説に従つて、二月未だマドリー市暴動かい、四月に全国的に勃発し、五月には鎮静化の方向にむかう一連の諸事件を、本稿の分析対象とする。なお、暴動の事実経過を知る上では、十九世紀の諸研究が未だ参考われぬ。Ferrer del Río, A., *Historia del reinado de Carlos III en España*, 4 tomos, Madrid, 1856, t. 2, pp. 5-81; Lafuente, M., *Historia general de España*, t.

14, Barcelona, 1889, pp. 162-193; Danrila y Collado, M., *Historia del reinado de Carlos III*, 6 tomos, Madrid, 1891-96, t. 2, pp. 297-403.

(2) 暴動の具体的分析は別稿に譲るが、この要求の内容は、考察を進める上で基本的史料であつたために、以下に記す。

1. マスキラーチュ侯爵との家族を、スペイン領土から追放する。
2. (現行の)生活物資供給委員会を廃止する。
3. 必需食糧品の価格を人間生活に適つたように下げる。
4. 外人を罷免し、スペイン人を大臣に登用する。
5. 宮廷(都市)からガリソン人警備隊を撤収する。
6. 全ての者が、好きなように衣裳を纏う。
7. 国王は今夕、中央広場に来て、これらの諸条項を確認する。知らない時は、今晚マドリーを失へりにならぬ。

この史料は、「カンピーニャ文書」に保存されておるのだが、類似の史料は各史料館に多数残されておる。Archivo de Campomanes (Fundación Universitaria Española) 43-7 (3), fol. 79 r-v. なお、第六項は、二月二〇日公布の服装取締り令の撤廃の要求であるが、同法令は、宮廷都市在住者に對して、顔や身體を隠す「長外套」や「広帽子」の着用を禁止したものである。同法令は、*Novísima Recopilación de las Leyes de España*, libro 3, título 19, ley 13 に収録されており。この『最新法令集』(一八〇四年、カルロス四世の命令で編纂された)が、NOV. R. に登記される。本稿は、Boletín Oficial del Estado, Madrid, 1973 のトクンリ版を使用。

(3) ルイ・ルネ・オルテガは、「マスキラーチュ暴動は、スペインの国内政治において重要な境界標となる」<sup>40</sup> と述べ、「ハ・ハ・ハ・ハ」(「暴動が」当時スペインの制度の性質に影響を及ぼした)を以て、スペイン史学の熱狂的トーラを始めた。ドミンゴ・ドミンゴ・オルテガ・アントニオ・ソシエダ・イ・エスタード(en el siglo XVIII español), Barcelona, 1976, p. 307; Gil Novales, A. y otros, *Centralismo, ilustración y agonía del Antiguo Régimen (1715-1833)*, Barcelona, 1980, pp. 221-222.

## 一 王権の公式見解

一七六六年四月一日、国王カルロス三世は、<sup>ナシシオナル・マニフェスト</sup>國本詔勅を發布して、イエズス会追放の断を下したことを公に知らせた。<sup>(1)</sup>しかし、の王令は、「余の心に留める緊急で正当且つ必要な理由」、「余の民を、従順、平静、正義のもとに置く」という余の職務に関する重大な理由、「余の心に留める緊急で正当且つ必要な理由」と述べるだけで、その追放理由を明らかにせず、更に、この追放に関する一切の論議を禁ずる、と語っていた。そして、この追放の関係書類は、王権によつて故意に隠蔽されたために、その追放原因や主導者をめぐつて、後の歴史家の推測や憶測の論議を呼びことなつたが、近年、オラエチャやヒーリーの研究によつて、追放に到る事実経過が明らかにされてゐる。<sup>(2)</sup>それによれば、マドリード市では、暴動後も政府を諷刺したビラやパンフが、頻繁に出廻り、不穏な動きが続く中で国王は、中傷的文書の禁止令を出す一方で、四月二一日、アランダ伯に対し、暴動や煽動行為の「起源と原因」に関する「秘密調査」を行なうように命じ、そのための「特別顧問會議」を設置させた。そしてこの秘密調査の開始から、国王の決断（翌年一月一七日のアランダ伯への王令で、追放を命令）に決定的役割を果たしたのが、法務大臣ローダに支援された、カステイーリャ顧問會議檢察官<sup>イエスカル</sup>のカンポマークスであった。

最近になって彼の残した「カンポマークス文書」から、彼の「檢察官調書」が発見され、イエズス会追放の公式理由が明らかにされるに至つた。<sup>(3)</sup>同調書は、同修道会が「団体」として、「暴動」の陰謀者であったと断定しているわけであるが、その証拠は、現在の目から見ると、情況判断の域を出ず、この王権の公式見解なるものが、極めて政治的なものであつたことが理解される。<sup>(4)</sup>

註

(1) NOV. R., lib. 1, tít. 26, 1, 3.

(2) Olaechea, R., "Resonancias del motín contra Esquilache en Córdoba (1766)," *Cuadernos de Investigación* (Logroño), t. IV, fasc. 1, mayo 1978, pp. 75-124; Egido, T., "Motines de España y proceso contra los jesuitas. La 'Pésquisa reservada' de 1766," *Estudio Agustiniiano*, vol. XI, fasc. 2, mayo-agosto 1976, pp. 219-260.

(3) NOV. R., lib. 12, t. 25, l. 8, 諸種源文書のうちアントニオ・エジド、T., "Oposición radical a Carlos III y expulsión de los jesuitas," *Boletín de la Real Academia de la Historia*, t. CLXXIV, cuaderno III, pp. 529-545 が参照。

(4) Archivo de Campomanes 45-4, 177 fols. たゞこの文書は、原本になつてゐる。

Campomanes, Pedro R. de, *Dictamen fiscal de los jesuitas de España (1766-1767)*, Edición, introducción y notas de Jorge Cejudo y Teófanes Egido, Madrid, 1977, pp. 41-192.

(5) ムスキラーチュ暴動の問題は、当時の「啟蒙的諸改革」をめぐる政治的諸勢力、特に、国王の官僚、貴族、聖職者の間の抗争、そして又、教会内部の会派の対立による複雑な諸要因の錯綜する問題であり、その分析は、今後の課題とした。現在の研究水準を示すものとして、Egido, T., "Introducción" a la obra de Campomanes, Pedro R. de, *op. cit.*, pp. 5-40; Olaechea, R., "El anticolegialismo del gobierno de Carlos III," *Cuadernos de Investigación* (Logroño), t. II, fasc. 2, diciembre 1976, pp. 53-90 が参考。

## 1 「長外套と『広帽子』」解釈

マドリード市暴動に関しては、暴動の直後から、その原因と経過を叙述した作品が、手稿の形で多数、出廻つて、それぞれに版を重ねていた。<sup>(1)</sup>そして、十九世紀の歴史家達は、イエズス会追放の問題、特に、その政治的原因や十八世紀後半の諸改革に与えた影響をめぐらし、激しい論争を展開していくが、<sup>(2)</sup>「暴動」自体の考察は、基本的にこれらの作品に依拠し、更に、当時の国王や官僚達の書簡を加えて、経過を再構成するに留まつており、「暴動」の原因を社

「ムスキラーチュ暴動」の解釈をめぐる

会的脈絡の中に位置づけて、その歴史的意味を問うとした研究を見出すことはやむを得ない。彼等の著作は、マドリード市暴動に関して、何らかの「煽動」があつたことを、当時の作品に依拠して示唆するが、積極的に「陰謀説」(王族の公式見解)を主張する」とはなかつた。そして、マドリード市暴動の発生原因は、数年来の不作の結果の激しい物価騰貴による生活苦の中、イリア人の大臣エスキラーチュによる首都整備の諸改革の行き過ち、特に、三月一日の服装取締り令施行に対し、守旧的民衆が、一挙にその不満を爆發させたものである、と捉えられた(故に彼等は、同市暴動を「長外套と呼ばば広帽子の暴動」とも称した)。又、地方の諸暴動は、同様に生活物資の高騰に苦しんでいた民衆が、首都での成果(暴動後、食糧価格の引下げの実施)に鼓舞されて起つしたものであつた。そして、イエズス会の「暴動」への関与を一切斥け、その追放を「独裁的行動」であつたと糾弾した保守的歴史家メネンデス・ペラーニによれば、マドリード市暴動は、「小広場の革命」と揶揄する小事件であつた。

以上のような、物価の騰貴に対する不満とエスキラーチュの改革に対する反感を「暴動」の原因とする(しかし、何故にこの時期に物価が激しく上昇し、又、エスキラーチュが服装取締り令を出すに到つたのかの社会的、経済的原因を問うことがない)見解を、「長外套と呼ばば広帽子」解釈と呼ぶこととする。そして、このような解釈は、長く、通説として支配的であった<sup>(4)</sup>。今世紀になって、エギア・ルイスは、イエズス会が「団体」として「暴動」に関与したとする公式見解を、史料的に反駁したが(この点での功績は大きい)、「暴動」の考察は、上記の解釈を越えることはなかつた<sup>(5)</sup>。

## 註

(→) 『歴史論』や『個人報告』と題する手稿本は、スペイン各地の史料館に多数、残されている。その所在については、Egido, T., "Madrid 1766: 'Motines de Corte' y oposición al gobierno," *Cuadernos de Investigación Histórica*, 3, 1979, pp. 129 y 136 を参照。ただし、マドリード市で起つた暴動で生じた「歴史論」の手稿本は、現今の版を重ねてみると、筆者たるマドリード市立図書館でも四つの版が収められておりと知つた。Discurso histórico de lo acaecido

en el alboroto ocurrido en esta Villa y Corte de Madrid, Biblioteca Municipal de Madrid, MB 345; MB 361; MB 252-54 (IV); MB 100.但し、この表題通りのものは、MB 345 と MB 361 のみで、MB 100 は、簡潔な Discurso histórico de lo acaecido en el Alboroto de Madrid である。MB 100 以外は、十七六八年以降の「歴史論」である。叙述の筋は MB 100 と同じであるが、多くの脚色が加えられてゐる。ダントンを始め、いわゆる歴史家が、マドリード市暴動の経過を語り際で使用してゐたのだ。「歴史論」カタログでは「」所蔵の『歴史論』(Discurso histórico de lo acaecido..., Biblioteca de la Real Academia de la Historia, Ms. 9/5879) であるが、その版は、同様に脚色本である。MB 100 が「原作」であると推定されるのは困難であるが、「暴動」直後に書かれたものであるといふ近い、と記載される。しかし問題は、この無名の作品の語る事実経過には、これらとの信憑性があるか、と問うじようである。今まで歴史家が、この点について無批判的であつたことに驚かれるを得ない。そして、マドリード市立図書館には、『おほマドリード市民によつて書かれた綱要書』と題された手稿本(この日付は、一七六六年三月二九日と書かれている)が存在するが、その事実経過は、同『歴史論』と多くの点で異なつてゐる。現在おほし、史料として扱われてゐなかつたこの手稿本の紹介は、別稿で譲つた。

*Carta confidencial escrita por un vecino de Madrid, a un amigo suyo de fuera de la corte. En la que le da cuenta por menor de los sucesos acaecidos en el tumulto berificado (sic) en la Semana Santa del año de 1766*, Biblioteca Municipal de Madrid, MB 426.

(\*) 「せんぬ」(翻訳)、「セニヌ」、「セニヌー」、「セニヌー」の著作の他、「」の著者の名前を参考。

Fuente, Vicente de la, 1767-1867. *colección de los artículos sobre la expulsión de los jesuitas de España, publicados en la revista semanal "La Cruzada"*, Madrid, 1868; Menéndez Pelayo, M., *Historia de los heterodoxos españoles*, 3 vols., Madrid, 1880-1882, 3.ª edición, 2 vols., Madrid, 1978, vol. 2, pp. 434-452.

(\*\*) Menéndez Pelayo, op. cit., vol. 2, p. 436.

(4) 例へば、今世紀初頭の偉大な歴史家アラムーラ「」の見解も、同様であつた。Altamira y Crevea, Rafael, *España en el siglo XVIII*, Barcelona, s. d., pp. 53-57.

(5) Eguna Ruiz, C., *Los jesuitas y el motín de Esquilache*, Madrid, 1947.彼は、マドリード市暴動が、「下層民の仕業」から始まり、分裂し、終つた」と述べ(p.24)。全く「自然発生説」の立場にたつてゐる。

## II 「陰謀」解釈

「暴動」の意味を、当時のスペインの社会と国家としていた枠組の中で捉え直そうとした最初の歴史家は、ロドリゲス・カサードであった。彼は、一九五一年の「十八世紀スペインのブルジョア革命」と題する論文で、十八世紀スペインの王権、とりわけカルロス三世によって推進された諸改革に対し、中産階級、ブルジョアジーの利害に沿って行なわれたものであるとの積極的評価を与えた。そして、この改革に脅威を感じたアリストクラシー（貴族および高位聖職者）が、物価の高騰と服装取締り令に不満を抱く民衆を煽動して暴動を起いたが、エスキラーチュの失脚に成功したのであるから、この「暴動」は、暴動と呼ぶべきではないと述べ、「反エスキラーチュ陰謀」と呼ぶことを提唱した。更に、彼によれば、王権は、「貴族・反動勢力」の引き起したこの難局を巧みに乗り切り、当時イエズス会が、「貴族と親密な関係にあった」が故に、同会が「陰謀」に重大な加担をなしたと誤認し、その追放を行なったのである。<sup>(1)</sup>

このようないの見解（「陰謀」解釈）は、啓蒙的諸改革を「ブルジョア革命」と同列に置くなど、現在の研究水準からは到底同意し難い論点を含んでいたが、少なくとも「暴動」の社会的・政治的背景に、考察の目を向けたという点で、評価されなければならない。何故ならば、彼の指摘するように、カルロス三世の政府が、国王教皇主義に立て、聖職者の諸特権削減を行ない、従来の土地貴族の影響を排して、新たな官僚層の形成に努め、アリストクラシーの反感を買っていたことは事実であり、この時期の情況を考える場合に、「政治的対立」の問題を抜かすことはできない、と思われるからである。

もし、「暴動」の原因を「陰謀」であったとする見解は、ドゥアルノやロローナ・バラテックによつて無批判的に

受け入れられたが<sup>(4)</sup>、マドリー市暴動を別としても、各地の諸暴動をやがて、政府に反対するアリストクラシーの一部の、だれかによる「陰謀」や起つたと捉える解釈には、無理がある。<sup>(5)</sup> そりで、最近の研究では、「陰謀」解釈は、マドリー市暴動の原因だけに主張されてゐるが、この論拠を見てみると、もう一つ別の「暴動」解釈、ヴィラールのそれを取り上げる必要がある。

## 註

(1)

Rodríguez Casado, V., "La revolución burguesa del XVIII español," *Arbor*, n.º 61, enero 1951, pp.5-29, 以下。

Idem, *La política y los políticos en el reinado de Carlos III*, Madrid, 1962, pp.130-203 参照。

(2) 啓蒙的諸改革の「トスカニア事件」を主張する意見は、K.O年半前より根強かつた。例へば、García Pelayo, M., "El estamento de nobleza en el despotismo ilustrado español," *Moneda y Crédito*, n.º 17, 1947, pp.37-55; Manuel Herrero, Juan, "Notas sobre la ideología del burgués español del siglo XVIII," *Anuario de Estudios Americanos*, IX, 1952, pp.297-326; Palacio Atard, V., *Los españoles de la Ilustración*, Madrid, 1964. この点についての問題状況を整理した研究は、Gil Novales, A., "Del antiguo al nuevo régimen en España. Ensayo de interpretación," en Tuñón de Lara, M. y otros, *Crisis del antiguo régimen e industrialización en la España del siglo XIX*, Madrid, 1977, pp.27-44 参照。

(3) Rodríguez Casado, *La política...*, pp.75-129.

(4) Defourneaux, M., *Pablo de Olavide ou l'Afrancesado (1725-1803)*, Paris, 1959, pp.81-89; Corona Baratech, C. E., "El poder real y los motines de 1766," en *Homenaje al Dr. Canellas*, Zaragoza, 1969, pp.259-277; idem, "Sobre el tránsito del absolutismo al liberalismo," *Cuadernos de Investigación*, n.º 2, 1975, pp.63-82. 以上。バハトゥックの「暴動」原因の説明は、全国的に煽動的、しかもが流布し、同時に多数の場所で暴動が発生した故に、改革に反対する「特権者達」の政府転覆の企てによるものであつた、とするやうの、単純な「陰謀」解釈と並んで他ほか。しかし彼は、煽動行為に注目してゐる嫌いがあるが、「はじめ」註へ述べたよろしく、各地方暴動はつづて裏証的作業を行なつており、その点で参考に値する。既述の他に以下の論文を参照。サンチャーノ暴動について、"El motín de Zaragoza,"

(1) ノの点で「陰謀」解釈の論述がある。マドリードの「特權者達」の動向を、史料的に丹念に検討し、ナバーニ・ヒューネーが、まだハバードの「暴動発生に際しては、何らかの介入を想定しかねない」と述べている。Navarro Latorre, J., *Hace doscientos años. Estado actual de los problemas históricos del "Motín de Esquilache"*, Madrid, 1966. しかし、彼のこの講演録は、小著(五四頁)でありながら、マドリード暴動の展開を理解するために、幾つかの重要な示唆がなされている。つまり彼によれば、暴動自体は自然発生的なものであったが(但しその発生原因の説明は不充分)、取り締り当局が故意に消極的な姿勢をとることで暴動が拡大し、反エスキラーチュの政治諸集団は、群衆を支援する形でエスキラーチュの失脚を図った。暴動後、政府との諸集団の政治的対立は、少くとも同年10月まで続いた。そして、イエズス会追放は、暴動発生後のこの複雑な政治過程の生んだ一つの結果ということになる。

#### 四 「食糧危機」解釈

ヴィラールは、一九七一年の「エスキラーチュ暴動」と「アンシャン・レジームの危機」と題する論文で、次のように述べている。(1) ノの「暴動」は、「農業的性質の、短期的な、そして食糧の不足と欠乏」によって明らかとなる旧タイプの経済的危機から生まれる「民衆の動搖」という歴史的モデルの一例である。つまり、アンシャン・レジームの構造から間歇的に繰り返す「農業危機」の結果としての「食糧(生存の糧)暴動」である。やむと、ノの「暴動」

は、「旧タイプの危機」であるが、次のような局面的状況によって、激しさと広がりを持つことになった。すなわち、「典型的な食糧危機」が、「体系的な(穀物取引)自由化の法制施行の最初の試み」と「結合」したことである。その意味で、スペインの一七六六年「暴動」は、フランスの一七七五年「小麦粉戦争」と歴史的共通性を有する事件であった。両事件共に、穀物取引の自由化の着手が、食糧投機と買い占めを誘発して、食糧危機を深刻化させ、「民衆の激怒」と、改革に反対する「上層階級の反革新策動」との「自然発生的な相合」を生み出している。

ノのようだ、「暴動」は、「組織された暴動」ではなく、自然発生的な民衆運動であり、そして、発生した各暴動は、政治的に「指導」されることなく終った。何故ならば、「危機」の政治的「指導」(つまり、ブルジョアジーによる階級闘争の道具としての、その利用)を可能とする「構造的諸矛盾の成熟度」が、低かったからである。そして、暴動の形態や、政治的諸勢力によるこの事件の偶発的な政治的利用の仕方は、各地方・各場所の諸条件によって、大きく異なつてゐる。

以上のように「暴動」の歴史的枠組を設定した上で、ヴィラールは、諸暴動の中で、三つの異なる展開を示した事例を検討し、それらの基本的特徴を述べている。マドリード暴動の場合は、暴動の発生と附隨して、諸改革に反対する諸勢力が介在し、暴動が、「政治的対立」を含んで展開し、従って、暴動後に政治的制裁がとられることがになっている。サラゴサ市暴動は、アンシャン・レジームの都市社会の諸矛盾を露呈する「都市暴動」であり、都市貧民が、買い物業者や市の行政官を攻撃した。そして暴動の鎮圧は、都市の中産市民によって行なわれている。ギプスコア県では、農村地方で連鎖的に暴動が発生し、「大恐怖」のモデルを呈した。

ヴィラールの「食糧危機」解釈は、アーネスを始めとする社会経済史家によって受け入れられ、とくに、ヒメネス・モンテセ(2)ノンは、その分析視角に立つて、クエンカ市の「食糧暴動」の事例を詳細に分析している。しか、「エスキラーチュ暴動」の解釈をめぐって

し、ヴィラールの解釈は、諸暴動を史料的に検討して導き出した実証的結論ではなく、幾つかの点で、論述の展開に依拠した史料の読み方に誤謬を犯しているのである。史料を重視する実証史家からは、「非実証的な単純解釈」であるが、激しく反駁されてしまう。

## 補

- (1) Vilar, P., "El 'motín de Esquilache' y las 'crisis del antiguo régimen,'" *Revista de Occidente*, n.º 107, 1972, pp. 199-249.
- (2) ヴィラールの依拠する「小麦粉戦争」についての研究は、Faure, Edgar, *La disgracia de Turgot*, Paris, 1961 やある。
- (3) Anes, *El Antiguo Régimen...*, pp. 369-382; idem, "Antecedentes próximos del motín contra Esquilache," *Moneda y Crédito*, n.º 128, marzo 1974, pp. 219-224; Palop, J. M., *Hambre y lucha antifeudal. Las crisis de subsistencias en Valencia (Siglo XVIII)*, Madrid, 1977, pp. 93-109; Fernández de Pinedo, E., *Crecimiento económico y transformaciones sociales del País Vasco (1100-1850)*, Madrid, 1974, pp. 406-424。しかし、ナルナンド・エーベル、ギアベロ県での暴動の広がりを、ヴィラールのところでは、「大陸性」のキャラクター提えたことは、批判的である。
- (4) Jiménez Monteserín, M., "Los motines de subsistencias de la primavera de 1766 y sus repercusiones en la ciudad de Cuenca," *Separatas de la Revista Cuenca* (Diputación Provincial de Cuenca), s. d. (1977)
- (5) Egido, *op. cit.*, p. 126.

## 五 限定された「陰謀」解釈

ロドリゲス・ディアスは、マドリード暴動と地方の諸暴動との間で「暴動」を分けて考へる「やめた」と主張した。そして、前者に対して、「陰謀」解釈を、後者に対して、「食糧危機」解釈を開拓せている。但し、後者の暴動

発生原因として、「マドリード暴動とその成功」が、地方の民衆へ与えた心理的・政治的影響を、「穀物政策の転換」と共に、重視した。

地方の諸暴動に関する彼女の論旨は、E. P. トンプソンとL. A. ティリーの主張に依拠したもので目新しいものではないが、スペインの十八世紀後半においても、「中央集権国家の要請に応じる市場の拡大」を目指して、商業取引、特に穀物取引の自由化政策が採用され、従来の「温情主義的食糧供給政策」が「自由主義的政策」と転換する時に、民衆の取った行動が、英・仏のそれと共に持つことを明らかにした点で、その巧績は大きい。アントリード暴動の成功を地方の諸暴動の「弔き金」とする見解は、一応の納得を与えるものの、諸暴動の経過を史料的に検証しないがぎり、推論の域を出ないであろう。

マドリード暴動についての彼女の主張は、新たに、「陰謀」解釈を、首都に限定して適用しようとするものである。つまり、エスキラーチュ失脚を重大な政治事件であったと捉える彼女は、その失脚を狙ったものが、「陰謀」者であったとし、それは、フランス政府、大貴族、聖職者の一部のいずれかであつたろう、と述べている。だが、この見解の当否は別としても、彼女のヴィラール論文の捉え方には、大いに問題がある。何故ならば、ヴィラールが「暴動」を、構造と局面から生じた「食糧危機」であると洞察し、あわせて、マドリード暴動の政治的性格を強調しているのに対して、彼女は、ヴィラールが、同市の暴動を、単なる食糧不足から生じる民衆の自然発生的不満の爆発でしかない、と主張しているかのように述べているからである。そしてこの点は、同じく「陰謀」解釈を唱えるヒードやギリヤモンも同様である。

ヒードの見解は、ほぼロドリゲス・ディアスの解釈の踏襲であるが、よりはっきりマドリード暴動の特殊性を強調し、それを「宫廷（都市）暴動」と名付けている。<sup>(5)</sup> また、マドリード市は首都である故に、「食糧危機」の影響は「エスキラーチュ暴動」の解釈をめぐる

少なかつたと捉える。そして当時、大量に出廻っていた諷刺詩や暴動を論じた多数の作品に当たる作業を通して、民衆の間に「外人排斥感情」が鬱積していたことを明かにし、「陰謀」者（いずれかの特權者達）は、この民衆感情を利用し、その成功を収めたのは、聖職者身分であったと推定する<sup>(6)</sup>。何故ならば、暴動直前に、ほとんじ施行の日程にのびていた教会「不可譲渡財産」取得制限法が、その後却下されるに到ったからであつた。更に、ギリヤモンは、「暴動」に関する諸解釈を整理して、ローナ・バラテックやローリゲス・カサードの見解に賛意を示している<sup>(8)</sup>。

## #

- (一) Rodríguez Díaz, *op. cit.*, cap. V, "Los motines de Madrid (1766)", pp. 223-261 y cap. VI, "Los motines de 1766 en las provincias", pp. 263-300.
- (二) Thompson, E. P., "The Moral Economy of the English Crowd in the Eighteenth Century," *Past & Present*, n. 50, 1971, pp. 76-136; Tilly, L. A., "The Food Riot as a Form of Political Conflict in France," *The Journal of Interdisciplinary History*, vol. 2, n. 1, 1971, pp. 23-57.
- (三) ルーベン・オルティス、の見解に同意してある Domínguez Ortiz, *op. cit.*, p. 314.
- (四) Rodríguez Díaz, *op. cit.*, pp. 226-227.
- (五) Egido, "Madrid 1766..."
- (六) ハスキーは、食糧不足による「外人排斥感情」や、マドリー市暴動勃発の重大な要因についているが、何故、このよみがけ民衆感情が高まつたのかの考察は加えておらず、その意味で、現象だけを捉えてくるとの批判を免れえない。トーネベガは「外人の大臣が、「食糧危機」の不満の容易的な的これがた」と述べている。Anes, *op. cit.*, p. 371.
- (七) Tomás y Valiente, F., "Estudio preliminar" a Campomanes, Conde de, *Tratado de la Regalía de Amortización*, edición facsimil, Madrid, 1975, pp. 27-28.

## 六 「長外套といば広帽子」の新解釈

- (八) Guillamón, Javier, "Campomanes y las reformas en el régimen local: Diputados y Personeros del Común," *Cuadernos de Investigación Histórica*, 1, 1977, pp. 116-120; idem, *Las reformas de la administración local durante el reinado de Carlos III*, Madrid, 1980, pp. 3, 12-17.

現在まで、マドリー市暴動発生の原因を、「陰謀」とする主要な根拠は、一つには、煽動的ビラやペッソアの流布、二つには、ハスキラーチュ失脚などの政治的結果、三つには、首都の食糧供給と価格の相対的安定（の想定）、四つには、暴徒の行動に「秩序」が維持されていたとの史料的言及（従つて、民衆独自の行動ではなかった）である。そして、この三と四の問題について、考察を加えたのが、スペイン人である<sup>(1)</sup>。まず彼は、この時期にマドリー市でも、パン價格の上昇が激しかったことを明らかにして、「食糧危機」解釈を受け入れる。その上で、一九世紀の「長外套といば広帽子」解釈以後は、これまで歴史家が、「暴動」の原因から捨象してきた服装取締り令施行の意味を問う。そして、彼は、この法令が、「食糧危機」の状況の中、マドリー市に滞留する多数の貧民、浮浪者に対する警察的取り締まり策の一環として出された法令であった、と捉える。そして、治安当局と下層民との関係は、日増しに悪化し、不安な状況の中で、「枝の主日」を迎えたわけである。聖週間の始まりを告げるのではなく、近隣の農村からも都市へ多数の民衆が集まって来ていた。そして、婦人と子供を先頭とする飢えと不満を抱く民衆の「宗教行列」は、些細なきっかけから「暴動」へ転化した。しかし暴動は、外見的には、枝の主日の宗教行列を維持する。そして、このようにして展開したマドリー市の「民衆」暴動は、「祭り」と「反乱」の結合の一つの事例である。彼は述べている<sup>(2)</sup>。

スペインの解釈は、アンシャン・レジームの民衆の心性と行動にまで注意を払つたきわめて興味深い見解である。

「ハスキラーチュ暴動」の解釈をめぐらす

る。しかし、食糧不足と貧民問題の深刻な事実についての指摘は、首肯し得るが、暴動の事実経過がそもそも、彼の言ふようなものであったのかが問題である。暴動は、「祭り」の外見を維持し、暴動行為は、「象徴的なもの」に留まつたのであらうか。<sup>(3)</sup>

## 註

(一) SoubeYROUX, *op. cit.*, pp. 59-74. ハベキラーチュ論文は、彼の学位論文『十八世紀マドリードの貧民と社会的諸関係』の中での指摘を、更に発展させたものである。Idem, *Pauvreté et rapports sociaux à Madrid au XVIII<sup>e</sup> siècle*, 2 tomes, Paris, 1978, t. 1. pp. 72-74, 225-234.

同書は、始めて、トランシッタ・ノシーマー末期の都市の社会を実証的に分析した研究である。

(二) セントペル、Bercé, Yves-Marie, *Fête et révolte*, Paris, 1976; Le Roy Ladurie, E., *Les paysans de Languedoc*, Paris, pp. 394-399などのフランス社会史の研究との比較を提唱している。

(三) 「[1]」の註へと触れたように、「陰謀」解釈の述べる事実経過とスペインの言ふ事実経過は、ほぼ符合するが、ハベキラーチュの根拠へとされる「史料」が、実際の事実経過を伝えてくるのかに疑問が残る。

## おわりに

以上、「暴動」の解釈を見て来たわけであるが、筆者は、「暴動」を、ヴィラールが主張する意味での「食糧危機」によるものであったと捉える」とが、基本的に正しいと考える。三月から五月にかけての、収穫前の数カ月間に集中的に、しかも全国的に発生した諸暴動を、何ものか特權者達の「陰謀」であったと捉える解釈には、無理があると言わざるを得ない。「陰謀」の存在を否定することも肯定することも、現時点では推論にすぎないが、仮に「煽動行為」が特定の集団によって練り上げられたものであつても、それは、暴動の爆発の切っ掛けにすぎなかつたと考える。しかし、反政府勢力が、諸暴動、特にマドリード暴動の展開に無闇与であつたとも思われない。だが、その関与点は筆者)。

一方、穀物取引自由化令施行の試みによってますます深刻化した「食糧危機」が、民衆暴動を引き起したのは、多くの市町村の一部でしかなかったことにも注目せねばならない。ハベキラーチュの解釈は、筆者は、「民衆の動搖」を暴動へと転化した諸要因、つまり、各地の社会において社会的緊張を高めた諸要因を、一層具体的に明らかにせねばならないと考える。例えば、スペイン人が指摘した貧民の問題を、各地について見て行く必要があらう。しかしまずもつて、生活物資供給を管理していた市町村当局と住民との間の関係を注目せねばならないと考える。

王権は、未だ各地の暴動の響きが伝わっていた一七六六年五月五日、次のような内容の法令を公布していった。<sup>(2)</sup>「強請や暴力によつて強いられて市会や地方司法官の行なつた生活物資価格の引き下げを無効とする」、「騒擾や暴動に際し、地方司法官、市会、その他の者が与えた赦免や許しを無効とする」、これらの騒擾や暴動の犯罪人には、法に定められた刑罰が課せられる」、「市町村の生活物資の良き統治と管理のために住民代表委員と住民代理人が任命される」(傍点は筆者)。

## 註

(一) ハベキラーチュ・ノシーマーの社会的緊張を、「一層明確にして行く必要がある。最近の研究水準を示すものとして、ハベキラーチュの論文を参照。

Anes, G., "Tensiones sociales en la España del Antiguo Régimen," en Blázquez, J. M. y otros, *Clases y conflictos sociales en la Historia*, Madrid, 1977, pp. 95-113; Artola Gallego, M., "Propiedad, asignación de recursos y distribución de rentas en la agricultura del Antiguo Régimen," *Estudios de Historia Social*, n.º 1, abril-junio 「ハベキラーチュ暴動」の解釈をめぐる

「ハカルチ・ハ暴勅」の解説を寫す

〇回11

1977, pp. 11-53.

(8) NOV. R., lib. 7, t. 17, l. 13; lib. 12, t. 11, l. 3; lib. 7, t. 18, l. 1. ハカルチの法典は「最新法令集」に記載  
されています。アラマヤの「ハカルチ・マニト・リ・モニタ」に記載されています。

González Alonso, B., "El régimen municipal y sus reformas en el siglo XVIII," *Revista de Estudios de la Vida Local*, n.º 190, abril-junio 1976, pp. 268-269 見参照。